

【国外転出の方向け】マイナンバーカードの継続利用の手続きをされた方へ

マイナンバーカードの継続利用の手続きを行いましたので、国外転出後も継続してマイナンバーカードをご利用いただけます。実際に利用できるのは、カードの内の情報が正式に書き換わる国外転出予定日の次の日からとなります。なお、コンビニ交付サービスはご利用いただけません。国外にいる間のマイナンバーカードの手続きについては、以下のとおりです。

1. 氏名が変わったとき

マイナンバーカードに記載・記録されている氏名等が変更になった場合は、本籍地または在外公館で以下の手続きが必要です。

手続きする窓口	手続き内容
本籍地	マイナンバーカードの追記欄に変更後の情報を記載し、変更後の情報で署名用電子証明書を新規発行します。本籍地の窓口でマイナンバーカードを持参し、 <u>本人</u> が来庁してください。
在外公館	変更後の情報で、マイナンバーカードを再度申請してください。新しいマイナンバーカードを受け取りの際に、お持ちのマイナンバーカードを返納いただきます。

2. 暗証番号の変更・再設定

マイナンバーカードに設定している暗証番号を失念・ロックがかかってしまった等で暗証番号の再設定を希望する場合は、本籍地または在外公館で以下の手続きが必要です。

手続きする窓口	手続き内容
本籍地	本籍地の窓口でマイナンバーカードを持参し、 <u>本人</u> が来庁してください。暗証番号の変更・再設定の手続きを行います。
在外公館	在外公館にマイナンバーカードを持参し、本人または代理人が来庁してください。暗証番号変更・再設定申請書とマイナンバーカードを提出します。提出後、本籍地で暗証番号の再設定が完了しましたら、在外公館よりマイナンバーカード受け取り通知をメールで送付します。



元々設定されている暗証番号がお分かりで、暗証番号の変更を希望する場合は、JPKI 利用者ソフトからすべての暗証番号を変更できます。スマートフォンから JPKI 利用者ソフトをダウンロードしてください。>>>>>>
※ロック解除は不可

iPhone



Android



3. マイナンバーカード・電子証明書を更新するとき

国外転出の方のマイナンバーカード・電子証明書は、有効期間満了日の1年前から更新することが可能です。更新対象期間が近づくと、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）よりメールでお知らせが届きます。

○マイナンバーカードの更新

マイナンバーカードの再申請を行ってください。新しいマイナンバーカードを受け取りの際に、お持ちのマイナンバーカードを返納となります。手続き方法については、別紙「～国外転出後にマイナンバーカードを申請される方へ～」をご覧ください。

○電子証明書の更新

電子証明書を更新する場合は、本籍地または在外公館で以下の手続きが必要です。

手続きする窓口	手続き内容
本籍地	本籍地の窓口マイナンバーカードを持参し、 <u>本人</u> が来庁してください。電子証明書の更新手続きを行います。
在外公館	本籍地とのやりとりに時間を要するため、電子証明書ではなく、マイナンバーカード自体の更新を行っていただきます。手続き方法については、別紙「～国外転出後にマイナンバーカードを申請される方へ～」をご覧ください。

4. マイナンバーカードを紛失・盗難にあったとき

マイナンバーカードの機能を一時停止しますので、下記専用ダイヤルにお電話ください。

国外転出者向け専用ダイヤル ☎ 03-6734-0170（24時間365日受付・有料）

○再申請を希望する場合

自宅外で紛失された場合は、『警察署等が発行する遺失届等を提出したことを証明する書類』または『公的機関が発行する罹災証明書』を取得※し、マイナンバーカードの再申請の手続きを行ってください。手続き方法については、別紙「～国外転出後にマイナンバーカードを申請される方へ～」をご覧ください。※外国語の場合は、日本語訳を添付してください。

○カードを発見し、一時停止を解除する場合

一時停止を解除する場合は、本籍地または在外公館で以下の手続きが必要です。

手続きする窓口	手続き内容
本籍地	本籍地の窓口マイナンバーカードを持参し、 <u>本人</u> が来庁してください。一時停止解除の手続きを行います。
在外公館	在外公館にマイナンバーカードを持参し、本人または代理人が来庁してください。一時停止解除届とマイナンバーカードを提出します。提出後、本籍地で一時停止解除の手続きが完了しましたら、在外公館よりマイナンバーカード受け取り通知をメールで送付します。

5. その他

国外転出の方のマイナンバーカードに関する手続きについて、詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。>>>>>>



アクセスはこちら

【お問い合わせ先】

豊中市役所市民課 (06) 6858-2201

国外転出後にマイナンバーカードを申請される方へ

平成 27 年 10 月 5 日以降に国外転出をしていて、マイナンバーカードをお持ちでない方・再交付を希望される方は、本籍地がお分かりであれば、国外においてもマイナンバーカードの申請ができます。

マイナンバーカードの申請から受け取りまでの流れは以下のとおりです。



1. マイナンバーカードの申請

下記の書類を、本籍地・本籍地以外の市区町村・在外公館のいずれかに来庁または郵送により提出してください。

【提出書類】 下記書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

- ①「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行／更新申請書」
※紛失により再申請の場合「個人番号カード再交付申請書兼電子証明書発行／更新申請書」
- ②「個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書」

※国外転出後、マイナンバーカードの国外転出継続利用の手続きまたは返納をされなかった場合は、90日以内に再申請を行ってください。

※本籍地・本籍地以外の市区町村・在外公館のいずれかで、マイナンバーカードを受け取りできます。上記申請書にて、受け取り場所を指定してください。

2. 交付通知メールの受信

審査が完了し、カードができあがるまでに約2～3カ月かかります。

カードの受け取り準備ができましたら、交付通知メールをお送りします。

3. マイナンバーカードの受け取り

交付通知メールが届いたら、申請時に指定した受け取り場所に、ご本人がお越しください。

受け取りの際は、『パスポート』と『本人確認書類1点（運転免許証など）』をご持参ください。

※再交付の方は、お持ちのマイナンバーカードを返納してください。紛失の場合は交付手数料（マイナンバーカード 800 円、電子証明書 200 円）がかかります。

※15歳未満の方は、法定代理人の同行が必要です。

※国外に転出されている方は、代理人が受け取りすることはできません。